

第2回気候変動関連データの活用と適応に関する実践パネル

SSBJ基準を含むサステナビリティ開示・保証制度の進展

2026年8月28日

金融庁企画市場局企業開示課 辰巳 智人



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

サステナビリティ開示基準の国際的な動向・日本の状況

- ❑ 2023年6月26日、国際会計基準財団(IFRS財団)が設置した「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」は、「全般的な開示要求事項(S1基準)」及び「気候関連開示(S2基準)」を最終化。
- ❑ 2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)において、ISSB基準を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発し、最終化。
- ❑ 2025年6月12日、ISSBは、各法域におけるISSB基準の導入状況等をまとめた「法域スナップショット(Jurisdictional snapshot)」を公表。日本の法域スナップショットにおいて、SSBJ基準とISSB基準が機能的に整合である旨が記載。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要

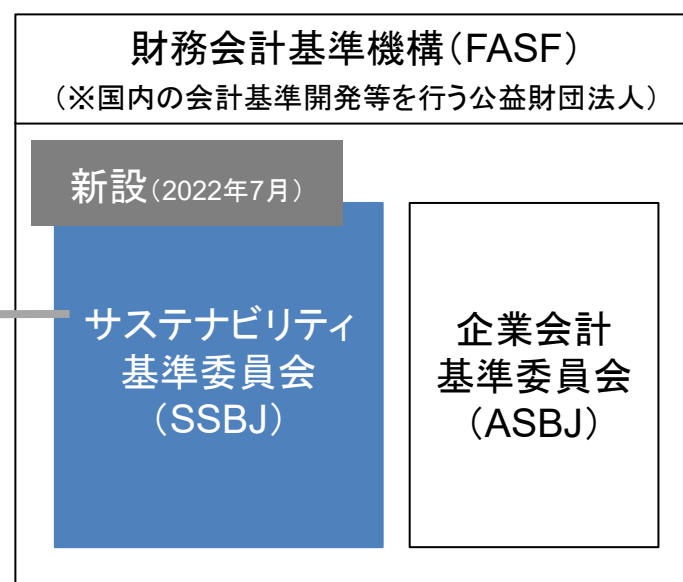


(出所)エマニュエル・ファベール氏、小森博司氏の顔写真はIFRS財団ホームページから掲載



※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む計12名の理事で構成

日本における基準開発及び意見発信



【参考】ISSB公表 法域プロファイル(日本)(抜粋)

JURISDICTIONAL PROFILE:
Japan



<基準の名称>

...・SSBJとISSBは、**SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合した成果を提供するよう設計されていると結論づけた。**

(出所)IFRS財団 "JURISDICTIONAL PROFILE: Japan"より金融庁作成。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

「2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証」

背景

- 気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、**投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要な情報**
- 国際的には、2023年6月に国際サステナビリティ開示基準(ISSB基準)が開発され、日本においても、2025年3月、サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)が開発された(ISSB基準と機能的に整合的)

課題

- 日本では、2023年3月期より、上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示を義務付けているが、具体的な基準に基づいておらず、**比較可能性を向上させる必要**
- さらに、サステナビリティ情報に第三者による保証が義務付けられておらず、**信頼性を確保し投資者保護を図る必要**

改正事項

開示基準の適用

- 一定の企業に対し、一定の基準(SSBJ基準)に準拠して**有価証券報告書を作成すること**を義務付け【改正金商法第26条の4第1項】

(注1) 具体的な適用対象企業については、グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業**の、**時価総額の大きな企業から順次適用を義務付けていく**ことを政令等で規定予定。具体的には、企業等の準備期間を考慮し、以下のとおり適用義務付け開始

- 時価総額**3兆円以上**の企業：2027年3月期
- 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：2028年3月期
- 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：2029年3月期

- 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと(**セーフハーバー・ルール**)を規定【改正金商法第21条の2第3項等】

- **開示基準の適用開始時期の翌年**から保証を義務付け【改正金商法第26条の5第1項等】

(注6) 保証範囲は当初2年間は限定(3年目以降は国際動向等を踏まえて今後検討)

- 保証の提供業者に**登録制を導入**(**監査法人・監査法人以外のいずれの者も登録要件を満たす場合は参入可**)【改正金商法第26条の6等】

- 守秘義務、業務執行担当者のローテーション等の**行為規制を導入**【改正金商法第26条の12、第26条の17等】

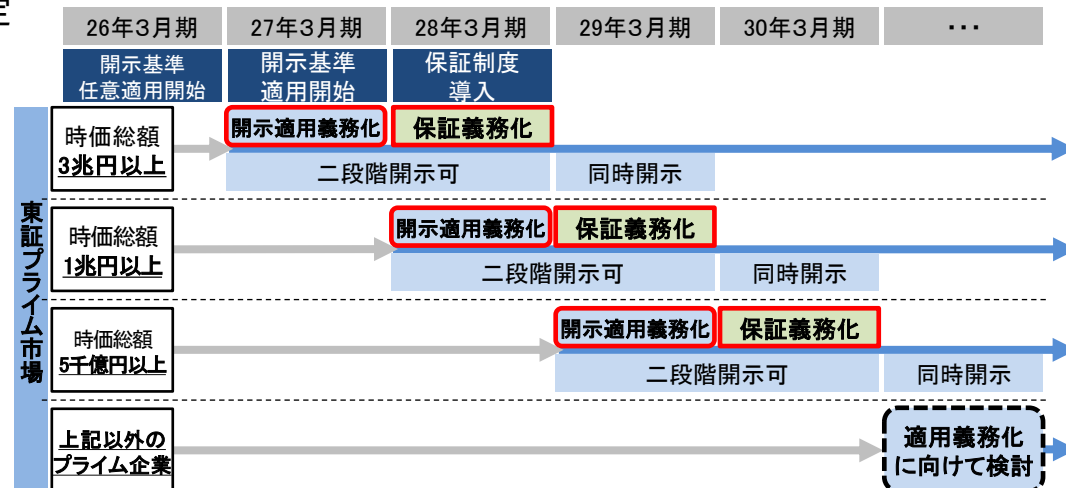
- 金融庁が登録業者への検査・監督を実施【改正金商法第26条の24等】

(注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値を使用することを内閣府令で規定予定

(注3) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討

(注4) 経過措置として、適用開始から2年間は二段階開示(SSBJ基準に従って有価証券報告書に記載すべき事項を訂正報告書に記載し、半期報告書の提出期限までに提出することによって追完できる)を許容することを内閣府令で規定予定

(注5) セーフハーバー・ルールについては、同様の要件の下、課徴金に係る責任も負わない旨ガイドラインに定める予定



保証

SSBJ基準の概要

「サステナビリティ開
示基準の適用」及び
「一般開示」
(※IFRS S1号に相当)

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定
(例)企業が開示すべきかを判断する重要性の概念、報告期間・時期・頻度
- 4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)の開示が求められる

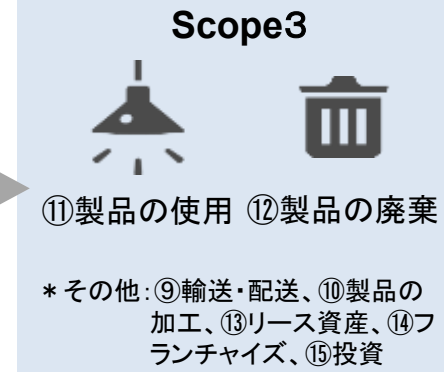
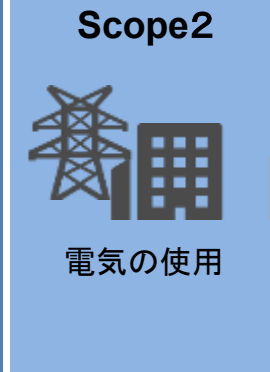
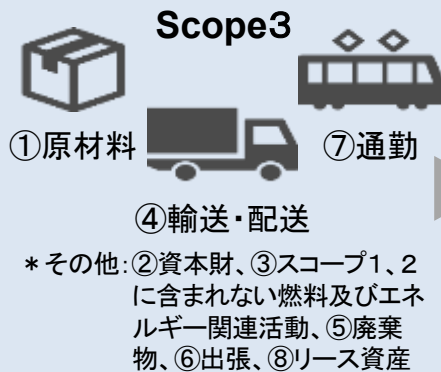
「気候関連開示」
(※IFRS S2号に相当)

- 企業の気候関連のリスクと機会について、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの構成要素に基づき、詳細な開示要件を設定
- 例えば、
 - 「戦略」として、気候関連の移行計画、気候変動を踏まえたビジネスモデルの変更、リスクから生じる不確実性に適応するための企業のレジリエンス(強靱性)
 - 「指標と目標」として、温室効果ガス(GHG)排出量のScope1～3の開示の要求(適用初年度の開示は省略可能)、及び産業別指標の開示(産業別ガイダンスに記載の指標を参照の上で、適用可能性を考慮)

上 流

自 社

下 流



Scope3の
GHG排出量の開
示には、**自社外**
(上流・下流)の
データを集計して
開示する必要

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3: Scope 1、Scope 2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(出所) IFRS財団プレスリリース(2023年7月24日公表)、同プロジェクトサマリー(2023年6月26日公表)

サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく**情報開示及び第三者保証を義務付ける**。サステナビリティ情報の保証は、**国際基準^(注1)と整合性が確保された基準に準拠**して実施することとする。
- 保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**。

登録業者の規制概要

登録要件

- **業務執行責任者の設置**など人的体制整備（業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求）
- 品質管理部門の設置など必要な**業務体制の整備**、一定の**財産的基礎** 等

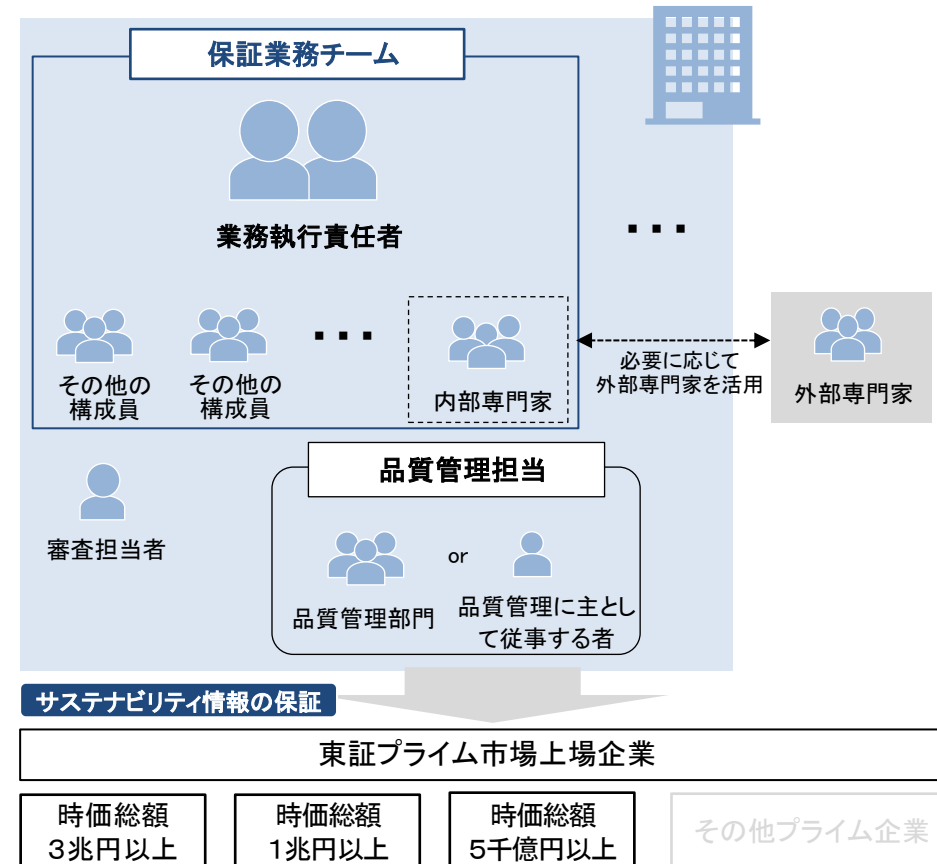
行為規制

- 国際基準（倫理・独立性基準）で求められる義務の遵守
- 具体的には、**守秘義務**、一定の**非保証業務との同時提供禁止**、**業務執行責任者のローテーション** 等
- 登録業者への**検査・監督は当面**（自主規制機関ではなく）**金融庁**において実施

エンフォースメント^(注3)

- 登録業者の法令違反等に対する行政処分（課徴金、業務改善命令等）を規定
- **虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定^(注2)**

〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



（注1）保証基準（ISSA5000）、品質管理基準（ISQM1）、倫理・独立性基準（IESSA）を指す。

（注2）企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任（立証責任が転換された責任）を負わないこととされている（いわゆるセーフハーバー・ルール）。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。

（注3）任意の保証（有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等）については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準（ISSA5000等）と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。